

第3回平成22年度管理濃度等検討会の検討結果について（案）

平成23年4月12日（火）

15:30～17:30

経済産業省別館 825 会議室

1 エチレンイミン

ACGIH はばく露限界値として 0.05ppm と改訂したところであるが、ACGIH の提案理由は妥当であり、この濃度の 1/10 まで測定することが可能なので、管理濃度は、0.05ppm に引き下げることが適当である。

2 ニッケル化合物

日本産業衛生学会は 2009 年にニッケル化合物のうち、水溶性のものは 0.01mg/m³ と、水溶性でないものは 0.1mg/m³ という許容濃度を提案しているが、継続審議とされており、勧告に至っていないことから、5 月に同学会が開催する総会時に結論が得られるかを確認した上で、次回検討会において再度検討する。仮に、現在同学会が提案している許容濃度が勧告値として決定されることとなると、水溶性のものについては現行の管理濃度の 1/10 の値であり、管理濃度の見直しに関する検討が必要となる。検討会で現在の日本産業衛生学会の提案理由書及びそこで検討した動物を用いた吸入ばく露試験の実施状況を検討したところ、本提案理由は妥当と考えられた。

なお従来は、管理濃度を決定するにあたり、水溶性、水溶性でないものなど、化学的性状や用途に分けての検討は行っていない。本件について、次回の検討会において再度検討する。

3 ベリリウム及びその化合物

ACGIH はばく露限界値として 0.00005mg/m³ と改訂したところであるが、提案理由は妥当なものである。ただし、米国と異なり、我が国では取扱う事業場が極めて限られていることから、国内の取り扱い事業場の作業環境やばく露防止対策などを確認した後に再度議論する。

また、測定方法については、ICP は発光であるので、分析方法に現行の「吸光光度、原子吸光又は蛍光光度」に「原子発光」を追加することが適当ではないかという意見があった。本件について、次回に再度検討する。

4 硫化水素

ACGIH はばく露限界値として 1ppm と改訂したところであるが、提案理由は妥

当なものである。また、この値の 1/10 まで測定することが可能なので、管理濃度は 1ppm に引き下げることが適当である。

測定方法に関しては、資料として事務局が提示した検知管方式以外に、ガスセンサーも可能である。

5 エチレングリコールモノメチルエーテル

日本産業衛生学会は許容濃度を 0.1ppm に改訂したところであり、その提案理由は妥当であると考えられる。また、その 1/10 の値まで測定することが可能なので、管理濃度は 0.1ppm とすることが適当である。

6 酢酸イソペンチル及び酢酸ノルマルーペンチル

日本産業衛生学会は許容濃度を 50ppm に改訂したところであり、その提案理由は妥当であると考えられる。また、その 1/10 の値まで測定することが可能なので、管理濃度は 50ppm とすることが適当である。

7 メチルイソブチルケトン

ACGIH はばく露限界値を 20ppm に改訂したところであり、その提案理由は妥当であると考えられる。また、その 1/10 の値まで測定することが可能なので、管理濃度は 20ppm とすることが適当である。

8 オルトーフタロジニトリル

日本産業衛生学会は許容濃度を 0.01mg/m³ に改訂したところであり、その提案理由は妥当であると考えられる。ただし、この濃度の 1/10 の値を測定するには、現行の作業環境測定基準で示しているろ過捕集方法では捕集することが困難であることが委員から指摘された。資料採取方法については、委員からの提案を待ち、次回以降に検討する。